

特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル

〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2

株式会社パソナグループ内

TEL 03-6842-6766 FAX 03-6893-6118

親の同意を得られず予防接種を受けられない子どもが3割
あなたは虐待を受けた子どもたちのその後を知っていますか？

～虐待防止月間によせて ブリッジフォースマイルが
児童養護施設の子どもの『親権者の同意に関する実態調査』結果を公開～

認定 NPO 法人ブリッジフォースマイルは、全国の児童養護施設へ実施した『親権者の同意に関する実態調査』の結果を公開いたしました。

(47 都道府県の児童養護施設 640 件へ実施 総回答数 120 件 有効回答数 83 件)

虐待や育児放棄、親の精神疾患、経済的理由などで児童養護施設に入る子どもたちの 9 割に親が存在しません。適切な養育環境でないと判断され、親から離れ社会的養護の下に保護されても、今の制度では様々な場面で「親の同意」が求められ、親権という壁が子どもの権利を阻みます。

2019 年 7 月 21 日に私たちが実施したイベントで、児童養護施設で育った経験を持つ 2 名の若者が親の同意を得られないために困った経験をスピーチしました。具体的には、インフルエンザの予防接種が受けられなかった事、パスポートの取得に困った事、でした。これをきっかけに私たちは、全国の児童養護施設へ親権者の同意に関する実態調査を実施いたしました。

親の同意が必要なものには、主に ●予防接種や疾病・ケガの治療などの医療行為 ●携帯電話の購入や保険の加入などの契約行為 ●パスポート・ビザの取得や婚姻届などの行政手続 ●高校・大学等への入学や奨学金手続きなどの教育関係、があります。

以前は、親の同意が必要なこういった手続きを児童相談所や児童養護施設が行うには、親権喪失の申し立てをしなければ法律上難しい状況でした。予防接種や高校への入学といった日常的な対応にさえも困るこの状況をなんとかしようと、関係各所が動いたことで平成 24 年（2012 年）に児童福祉法が改正されます。この改正により、「親権者が、児童相談所長や児童福祉施設長などが子どもたちに対して行う監護・教育及び懲戒に関する措置を不当に妨げてはならない」ことが明確化され、厚生労働省から通達『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』が出されました。

児童福祉法では、「児童相談所長や児童福祉施設長が児童に対し監護・教育及び懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとることができる」としていますが、予防接種実施規則では「保護者からの文書による同意が必要」と明記されていることから、平成28年(2016年)3月31日厚生労働省から、予防接種に関し「児童相談所または児童福祉施設において、保護者の包括的同意文章を事前に取得しておいて差し支えない」と明記された通達が出されました。

結果、児童養護施設では、入所時に「包括的同意文書」を取る形で運用が進められていますが、その運用方法や適用範囲には、施設によって大きな差が見られます。また、包括的同意文書を取れない場合(児童福祉法28条適用ケースなど)の方針も、明確ではありません

『親権者の同意に関する実態調査』では、この運用の部分も明らかになりました。

以下に調査結果を抜粋してご紹介いたします。

- 親権者に対して「包括的同意書」を取得している施設は19.3%、
取得していないが半数の50.6% ケースバイケースが26.5%、わからないが3.6%
- 平成24年に厚生労働省が出した『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』の中身について、よく知っているが22.9%、なんとなく知っているが51.8%、あまり知らない・知らないが25.3%

親権者が包括的同意書や個別対応時の同意サインを拒否した場合、施設長が代行でサインをしているかどうか、については手続きの内容により差が出ました。

- 病院の受診や治療は約70%が「原則している」が、**予防接種では30%弱が「原則していない」**状況である。また予防接種や手術の場合、わずかながら(2.4%)**医療従事者側から断られる場合もある。**
- 本人名義の携帯電話の契約は、過半数が「原則している」が、約20%は「原則していない」である。携帯電話は今や高校生には必需品ともいえるツールであり、入所中最初に向き合うのが携帯電話の購入で、保証人の優先は親権者だが、施設長が代行するケースも少なくないとの意見も見られた。
- ビザやパスポートの取得といった海外渡航関係だと「わからない、経験がない」が40%前後と多いが、パスポートは昨今、海外への修学旅行もあるためか「原則している」が約35%。
- ほとんどの教育関係手続では70~80%と高い割合で代行手続きをしている。学校行事は頻度が高く判断も難しくないケースが多いためか、施設長以外の職員のサインでも問題ないとの意見が見られた。

自由記述では、施設長の代理サインを「アパートを借りる時に断られる」
「大学の入学手続きのWEB入力で選択肢がなく手続きができなかった」
「手術の際に医療機関から断られた」など、社会ではまだまだ親の同意が当然とされている現状も見えてきました。

虐待を受けた子どもたちは施設に入ってから、予防接種や携帯電話の購入といった私たちが「ストレスなく日常的に行っている事」できえ簡単に行えません。

また、今回の調査では、18歳で施設を退所した20歳までの未成年の同意問題について施設が対応しているのか、同じ項目で回答してもらいました。未成年退所者においては全項目で、施設長の代理サインでの対応が施設にいた措置中よりも低くなっています。法の狭間にある、18歳以上の未成年退所者は(3年後には成人年齢が下がるとはいえ、)手続きの度に大きなストレスを抱えているのです。

「幼い頃に虐待を受けた子どもたちは、その後も社会の制度の中で生きづらさを抱えなければならない」この問題を、少しでも解決するために貴メディアにて今回の調査結果を取り上げていただければと思います。

『親権者の同意に関する実態調査』報告書は
ホームページ <http://www.b4s.jp> で公開しております。

*本件へのお問い合わせ・取材のお申し込みは下記までお願いいたします

ブリッジフォースマイル代表 林 恵子 TEL:080-3316-2070 khayashi@b4s.jp
ブリッジフォースマイル広報 植村 百合香 TEL:080-3316-2074 yuemura@b4s.jp